

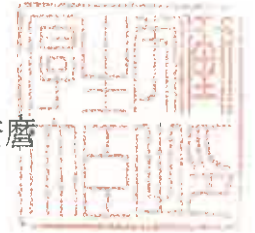
厚生労働省発基0303第3号

令和7年3月3日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の

一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の限度額等の改正

1 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額八万五千四百九十円（現行八万二千二百九十円）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額八万五千四百九十円を支給するものとする。

2 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつてその支出した費用の額が月額四万二千七百円（現行四万六百元）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額四万二千七百円を支給するものとする。

のとする事。

二 労災就学援護費の額の改定

労災就学援護費のうち、小学校等に在学する者に支給する額を月額一万六千円（現行一万五千円）に改めることとする事。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額八万五千四百九十円、六万四千九十円又は四万二千七百円（現行八万二千二百九十円、六万九百九十円又は四万六百元）とするものとする事。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める事。

①介護（補償）等給付・介護料の最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付については、業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考に見直すこととしている。
- 今般、令和6年度に改定された最低賃金の全国加重平均に基づき、介護（補償）等給付の最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最低保障額についても、同様に見直す。
- なお、最高限度額については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給が公表され次第速やかに改定の可否等を検討する。

【労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）等給付】

	最低保障額（月額）
常時介護を要する者	85,490円 (81,290円)
随時介護を要する者	42,700円 (40,600円)

※（ ）内は現行額

【炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料】

	最低保障額（月額）
常時監視及び介助を要する者	85,490円 (81,290円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	64,090円 (60,990円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	42,700円 (40,600円)

②労災就学援護費の額の改定について

＜改正の趣旨＞

○ 労災就学援護費については、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺族等の援護を図ることを目的とするものである。

また、労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするものである。労災就学援護費の額及び労災就労保育援護費の支給額については、子どもの学習費調査及び消費者物価指数を参考にして見直すこととしている。

○ 今般、子どもの学習費調査(平成30年度及び令和3年度)及び消費者物価指数(令和6年度)に基づき、労災就学援護費の支給額を見直す。

労災就学援護費及び労災就労保育援護費の額

	支給額（月額）
労災就学援護費のうち大学等（通信制を除く）	39,000円（39,000円）
労災就学援護費のうち大学等（通信制）	30,000円（30,000円）
労災就学援護費のうち高等学校等（通信制を除く）	20,000円（20,000円）
労災就学援護費のうち高等学校等（通信制）	17,000円（17,000円）
労災就学援護費のうち中学校等（通信制を除く）	21,000円（21,000円）
労災就学援護費のうち中学校等（通信制）	18,000円（18,000円）
労災就学援護費のうち小学校等	16,000円 （15,000円）
労災就労保育援護費	9,000円（9,000円）

（ ）内は現行額